

長野県地域防災計画

その他災害対策編

令和6年度修正

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考
第1節 雪害に強い地域づくり 第3 計画の内容 12 文化財の保護 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】<u>(県民文化部)</u> 市町村<u>文化財所管部局</u>を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導する。 (略) イ【市町村が実施する計画】 所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。 (略) 14 雪害に関する知識の普及・啓発 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部・企画振興部・健康福祉部・警察本部) (ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。 a 雪害に関する<u>気象警報</u>・注意報等に対する知識	第1節 雪害に強い地域づくり 第3 計画の内容 12 文化財の保護 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】<u>(教育委員会)</u> 市町村<u>教育委員会</u>を通じ所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導する。 (略) イ【市町村が実施する計画】<u>(教育委員会)</u> 所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置をとるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努めるものとする。 (略) 14 雪害に関する知識の普及・啓発 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部・企画振興部・健康福祉部・警察本部) (ア) 次の項目についてテレビ、ラジオ等のマスメディアや、防災研修会、防災講演会、パンフレット等により広く県民に対して防災知識の普及を図る。特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置の促進や除排雪の安全を確保するための装備の普及を図る。また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯に対して、地域で連携して支援する体制があることを普及・啓発する。 a 雪害に関する<u>警報</u>・注意報等に対する知識	組織改正による修正 他箇所との表現の統一

新	旧	修正理由・備考
第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 1 気象警報・注意報等の伝達活動 (2) 実施計画 イ【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台） 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。	第1節 災害直前活動 第3 活動の内容 1 気象警報・注意報等の伝達活動 (2) 実施計画 イ【関係機関が実施する対策】（長野地方気象台） 気象業務法に基づく警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達するものとする。	他箇所との表現の統一

新	旧	修正理由・備考
第3節 災害応急対策の実施 第3 活動の内容 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、<u>道路啓開計画に基づき</u>速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部、道路公社）	第3節 災害応急対策の実施 第3 活動の内容 1 道路管理者、指定行政機関、地方公共団体、公共機関等の応急活動の実施 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) パトロール等の点検結果や、発見者の通報等をもとに、速やかに路上の障害物の除去等の応急活動を実施するとともに、二次災害を防ぐための交通規制、迂回路の設定等の応急活動を実施する。 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、路側放送等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報提供を行う。（建設部、警察本部、道路公社）	道路啓開計画の策定に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第1節 災害に強いまちづくり 第3 活動の内容 2 火災に対する建築物の安全化 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。(危機管理部) 市町村<u>文化財所管部局</u>を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。<u>(県民文化部)</u>	第1節 災害に強いまちづくり 第3 計画の内容 2 火災に対する建築物の安全化 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進するものとする。(危機管理部) 市町村<u>教育委員会</u>を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。<u>(教育委員会)</u>	組織改正による修正

新	旧	修正理由・備考
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 基本方針 令和5年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車120台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車99.2%である。 これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされているが、更なる促進は必要である。また、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 (略) 3 消火活動の計画 (1) 実施計画 イ【市町村が実施する計画】 (ア) 消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。さらに、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。</u> <u>また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。</u>	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 基本方針 令和4年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車119台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車98.3%である。 これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされているが、更なる促進は必要である。また、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 (略) 3 消火活動の計画 (1) 実施計画 イ【市町村が実施する計画】 (ア) 消防力の強化 「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。 特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の<u>加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図るものとする。</u>	時点更新 国の防災基本計画に合わせた修正及び風水害対策編と記載の統一